



妊娠・出産・子育て

不妊治療費補助事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）並びに男性不妊治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険適用外治療費の一部を助成します。

（対象者）治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満

（補助内容）1回の治療につき5万円まで



新生児聴覚検査

出生後に医療機関で実施する赤ちゃんの耳の聴こえの検査費用（初回検査・確認検査）の一部助成を行います。なお、公費助成額を超えた場合は、自己負担となります。

また、里帰り出産で県外の医療機関で受診される方は、償還払いを行います。

※償還払いの申請手続きについては、保健センターへお問い合わせください。



妊産婦健康診査

県内の医療機関で受ける妊産婦健康診査の費用の一部を助成します。

母子健康手帳交付時に受診票を一緒にお渡ししています。

1回の妊娠につき、妊娠期17回（15回目以降は申請が必要）、産後2回まで助成します。

なお、公費助成額を超えた場合は、自己負担となります。

また、里帰り出産で県外の医療機関で受診される方は、

償還払いを行います。

※償還払いの申請手続きについては、保健センターへお問い合わせください。



こんにちは赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんがお生まれになった全てのご家庭に保健師等が訪問を行っています。体重測定や子育て相談、健康診査や予防接種等の説明を行います。

（対象者）生後4か月までの赤ちゃんがいる全てのご家庭

（届出先）母子健康手帳交付時に配布している「新生児連絡票」（兼低体重児出生届）を出生届出時に市民課窓口へ提出してください。後日保健師等からお電話をさせていただきます。



低体重児出生届

2,500g未満の赤ちゃんが生まれたら、低体重児出生届出をしてください。保健師等が後日訪問を行います。

（対象者）2,500g未満で生まれた赤ちゃんがいるご家庭

（届出先）出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんは母子保健法による届出が定められています。母子健康手帳交付時に配布している「新生児連絡票」（兼低体重児出生届）を出生届と一緒に市民課窓口へ提出してください。



乳児健康診査

県内の医療機関において乳児健康診査受診票を利用して、乳児健康診査が無料で受けられます。

保健センターで行われる健診に併せてぜひ受診してください。

（時期）1か月児健康診査 生後27日～6週未満

乳児健康診査 生後3～6か月

生後9～11か月

県外の医療機関で受診される場合は償還払いを行います。

